

(仮称) 一般社団法人 佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会 設立計画 (案)

(仮称) 一般社団法人 佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会 (以下「法人」という。) を設立するにあたり、その計画概要を策定する。

1. 設立目的

医療機関及び介護・福祉施設等が相互に連携し、市民が将来に渡って住み慣れた環境で安心した生活を送ることができるよう、一体的な医療及び介護・福祉サービスの提供が行える体制を構築することを目的とする。

2. 設立者

任意団体「佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会」(以下「協議会」という。)

3. 名称

「(仮称) 一般社団法人 佐渡地域医療・介護・福祉提供体制協議会」として計画し、正式名称は協議会において決定する。

4. 主たる事務所の所在地

未定

5. 実施する業務

(1) 資源調整管理業務

資源管理システム(仮称)を管理・運用し、病院への入退院や施設の入退所をサービス利用者の状態に応じて流動的に行う。

(2) 学習・研修体制整備業務

佐渡版標準研修プログラムを管理するとともに、事業所ごとの研修プログラムについても収集し管理・監督を行う。また事業所が行う研修を把握し調整する。

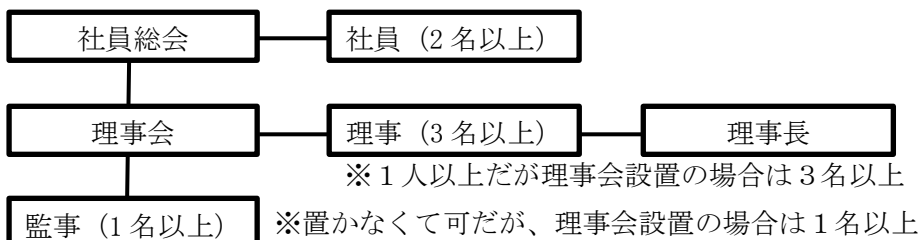
(3) 広報業務

上記事業を積極的に広報するために法人サイトを立ち上げ管理する。併せて広報誌等を発刊し市内外への広報を行う。

(4) さどひまわりネット業務 ※事業統合後予定

6. 法人の役員

法人の役員として必要な最低人員は以下のとおりであり、設立時役員については協議会において選定し依頼する。



7. 法人の組織

組織体制イメージ（資料 No. 3-3）のとおり、専務理事、常務理事、協議会職員で組織する。（設立当初は事務職員を配置せず。職員採用等は事業統合後となる予定。）

8. 法人の予算規模

設立当初は予算なし。NPO 法人佐渡地域医療連携推進協議会から事業譲渡後に予算を組み替える。

9. 法人設立準備会

協議会中の医療・介護・福祉連携部会を準備会として開催することとして、協議会理事会および総会でご承認いただく。

10. 法人の定款

作成中。（4月中旬までに（案）を作成。）

11. 法人の規約等

作成中。（4月中旬までに（案）を作成。）

12. 法人設立スケジュール

年度	月	準備事項等
2	R3. 2月	第3回 医療・介護・福祉連携部会
	2～5月	法人設立の事務手続き（定款・規約等の作成）
	3月25日	第2回 理事会（準備委員会の設置）承認、総会へ上程
3	4月14日	第1回 通常総会（準備委員会の設置）承認
	総会承認後	準備委員会の設置
	4～6月	法人設立準備
	7月上旬	設立時役員会
	7月中旬	定款認証
	8月中旬	設立登記・法人設立
	8月以降	NPO 法人佐渡地域医療連携推進協議会から事業譲渡

13. NPO 法人佐渡地域医療連携推進協議会 事業譲渡スケジュール

年度	月	準備事項等
2	R3. 3月下旬	理事会（事業譲渡）
3	5月下旬	理事会（事業譲渡・法人解散）の承認、総会へ上程
	6月下旬	総会（事業譲渡・法人解散）承認
	7～8月	新法人へ事業譲渡、解散手続き